

## 一括発注及び混合契約の場合の造林作業特記仕様書

### ○末木枝条の処理

末木枝条の取扱いについて、混合契約においては「立木入札案内書の特約事項（作業上の留意事項）の第6（末木枝条等の処理）」により処理を実施し、一括発注においては「請負契約書の特約事項」により処理を行うこととするが、その具体的な処理方法については事業実施前に監督職員及び森林官と事業主または現場代理人との間で指示承諾書を取り交わすこと。

### ○事業地面積の確定

搬出方法について車両系搬出作業による場合、森林作業道の線形が実行段階でないと確定しない状況から、地拵え面積及び植付け面積等が確定されていない。このことから、当初契約時は概算による面積とし、搬出完了後に面積を確定し変更契約を実施することとする。